

さ く みなみ ち く か っ せ い か け い か く  
佐久南地区活性化計画

長野県 ・ 佐久市

平成26年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	佐久南地区活性化計画		
都道府県名	長野県	市町村名	佐久市
		地区名(※1)	佐久南地区
		計画期間(※2)	平成26年度～平成30年度

## 目 標 : (※3)

佐久南地区は、水稻、トマト、ズッキーニ、大豆などの農産物の生産が盛んな市内でも有数の農業地域であるが、農業従事者の高齢化、後継者不足等が進むなどの影響により地域活力が低下してきていることから、佐久南地区の位置的優位性を活かして、農業振興の推進及び地域間交流の促進を図り、農村地域を活性化するため、地域間交流拠点の整備を行う。

佐久南地区において交流人口が創出され、地域活性化が図られることを目指すが、施設が佐久市の交流人口創出の玄関口としての機能を果たし、当該施設を訪れた人々が佐久市全域に回遊していくことを想定するため、具体的な数値目標には、計画期間における佐久市への観光入込客数の増加を設定する。

(現状) 平成20年度から平成24年度まで 観光入込客数 8,051千人 (出典:観光地利用者統計)  
(目標) 平成26年度から平成30年度まで 観光入込客数 8,461千人

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

佐久市は、長野県の東部に位置し、四方を浅間山、ハヶ岳連峰、蓼科山、荒船山などに囲まれ、千曲川が南北に貫流する、自然環境に恵まれた高原都市である。気温の較差が大きく降水量が少ないなど、典型的な内陸性気候を示す高燥冷涼地で、年間を通して晴天率が高く、国内でも有数の日照時間が長い地域である。

このような恵まれた自然環境のもと、古くから農業を基幹産業として発展してきた。市域の平坦部は県下有数の穀倉地帯を形成し、高原地帯では夏季の冷涼な気象条件を活かした高原野菜の栽培が盛んである。昼夜の気温較差は、コメの食味を良くし、野菜類に甘みと柔らかさをもたらすなど、農産物の高品質化に寄与している。また、冷涼な気候による病害虫の発生を少なくし、低農薬・無農薬による生産が行われるなど、安心・安全な農業への取組みが進んでいる。

また近年は、北陸新幹線、上信越自動車道などの高速交通網が整備され、さらに現在、中部横断自動車道の整備が進捗し、一部供用が開始されるなど、交通の要衝として重要性が高まっており、この高速交通網を活かした産業振興や都市間交流に向けた都市基盤が整ってきている。

佐久南地区は、佐久市のほぼ中央部に位置し、比較的平坦な田園地帯及び周辺の丘陵部に集落が点在している。佐久市を代表する穀倉地帯として水稻栽培を中心としながら、豊富で清冽な水を利用して、特産物である佐久鯉の養殖などが盛んに行われている。

地区内には、中部横断自動車道の佐久南インターチェンジが供用され、また国道142号線が東西に貫流し、国道141号線との交差点が地区付近にあるなど、交通の結節点としての存在価値も高まっている。

### 現状と課題

佐久南地区は、佐久市全体と比べ、人口減少、高齢化傾向が強い地域である。さらには昨今の農産物価格の低迷、農業資機材や燃料費の高騰、中山間部を中心とした野生鳥獣被害の拡大等が相まって、農業離れが進み、耕作放棄地の増加などにもつながっている。

このため、地区住民の多くが従事する農業の振興が必要不可欠であり、特に、生業として農業を営む「産業としての農業」と、暮らしの営みの一部として、生きがいややりがい、健康長寿につながっている「暮らしとしての農業」の両面からの振興が喫緊の課題となっている。

また、中部横断自動車道佐久南インターチェンジが平成23年に供用され、その位置的有利性をまわづくり活かしていく必要性が生じている。

#### 今後の展開方向等(※4)

「産業としての農業」の振興のために、新たな販路の提供、高品質で安心安全な農産物のPR、ブランディングの強化、規格外商品の活用等を図るとともに、「暮らしとしての農業」の支援のために、前栽畑の余剰作物の販売、気軽に農業を体験できる機会の提供を図ることが必要である。  
また、これには、佐久南地区が中部横断自動車道、国道142号線などの主要幹線の結節点にあるという位置的優位性を活かすことが有効である。  
このことから、同地区に地域間交流拠点の整備を行い、交流人口の創出を図ることで、農業の振興及び地域の活性化を果たしていく。

#### 【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。  
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
佐久市	佐久南地区	地域資源活用総合交流促進施設(受入機能強化施設)	佐久市	有	ハ	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

#### 【記入要領】

※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

佐久南地区(長野県佐久市)	区域面積 (※2)	2,237ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係: 佐久南地区の総面積は約2,237haであり、そのうち農地は約765ha、山林は約991haで、78.5%を占める。 また、本地区の就業人口(4,646人)に対し、農業従事者数(1,176人)の割合は25.3%となっている。		
②法第3条第2号関係: 佐久南地区の人口は、直近5か年で217人減少し、減少率は4.0%となっており、市全体の減少率(0.9%)と比べても高い減少率となっている。また、高齢化率は、直近5か年で27.7%から31.0%と大きく増加しており、市全体の26.6%と比べても高齢化が進むなど、近年、本地区の活力の低下が懸念されている。 このようなことから、交通の要衝にある位置的優位性を活かした地域間交流拠点を整備することにより、「産業としての農業」はもとより、「暮らしとしての農業」による農産物の販売等が促進されることにより、地域の活力の向上に結び付く取組みとなることが期待される。		
③法第3条第3号関係: 佐久南地区に市街地を形成している区域(都市計画法に基づく市街化区域や用途地域を含む)はない。		

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

該当なし

##### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

##### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

##### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

##### 【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画期間終了後は、県において調査される観光地利用者統計を用いて実績を確認するとともに、市担当部局において実績値を分析・検討する。その結果について佐久市農業振興協議会、佐久市農業委員会等といった第三者による機関に意見を求め、市及び県が目標達成状況を検証・評価を行う。

### 【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることに鑑み、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
  - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
  - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
  - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。  
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。